

津市公告第 1 6 1 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 7 年 1 0 月 3 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名 令和7年度第5回津市公有財産売却

(2) 物件の概要

概要					特記事項
区分	船種 及び船名	船籍港	船質	総トン数	
船舶	汽船 フェニックス	三重県 津市	アルミニウム 合金	124トン	左舷エンジン故障及び部品等を取り外すため自航不可 別紙①「物件調書」 のとおり

(3) 各物件に関する特記事項

ア 別紙「物件調書」（公有財産売買契約書の物件調書を含みます。）の内容と物件の引渡し時の現物の状況に相違がある場合は、これらの物件調書の内容にかかわらず、現状有姿により引き渡します。

イ 本市は、別紙「物件調書」に特別の記載がある場合を除いて、売払代金納付時の現状有姿で引渡しを行います。物件の引渡し後に、不具合等が発生した場合でも、本市は契約不適合責任を負わず、落札者は、本市に対し、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償請求及び契約の解除権を行使することはできません。

ウ 別紙「物件調書」に記載の事項のほか、売買物件の品質等に関してこの契約の内容に適合しないものが発見された場合であっても、本市は売買物件の契約不適合責任を負いません。また、落札者は、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、売買契約の解除及び損害賠償請求をすることができません。

2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とします。

- (1) 国税並びに地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による都道府県民税、市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職及び同条第3項に規定する特別職に属する津市職員である者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当すると認められる者

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と認められる者
- (5) 経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者、反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者
- (6) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (7) 反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (8) 法人その他団体の役員等（非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいいます。）のうち第３号から前号までのいずれかに該当する者があるもの
- (9) 民法（明治２９年法律第８９号）第１２０条第１項に規定する行為能力制限者（未成年者、成年被後見人等。以下「行為能力制限者」といいます。）に該当すると認められる者（行為能力制限者の法定代理人が代理し、又は同意した場合を除きます。）
- (10) 津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）による指名停止等を受けている者
- (11) 過去に本市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与した者
- (12) 日本語が理解できない者
- (13) 日本国内に住所及び連絡先がない者
- (14) 本市が定める津市インターネット公有財産売却ガイドライン及びＫＳＩ官公庁オークション（紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システムをいい、以下「売却システム」といいます。）に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者

3 入札参加申込み

(1) 入札参加仮申込手続

ア 申込方法 売却システムで入札参加の操作を行ってください。操作後、登録アドレス宛てに手続が完了した旨の電子メールが届きます。

イ 申込期間 令和7年10月31日（金）午後1時から同年11月17日（月）午後2時まで

(2) 入札参加申込手続（本申込）

ア 申込方法 仮申込みを行った後、下記(3)の必要書類を本市に郵送又は直接持参により提出するほか(4)のとおり入札保証金を納付してください。本市の確認後、登録アドレス宛てに手続が完了した旨の電子メールが届きます。

イ 手続期限 令和7年11月25日（火）午後2時まで

(3) 必要書類

- | |
|---|
| ア 津市公有財産売却入札参加申込書兼入札保証金の取り扱いに係る意思表示及び返還請求書（以下「入札参加申込書」といいます。） |
| イ 履歴事項全部証明書（個人又は個人事業主の場合は、住民票の写し） |
| ウ 印鑑証明書（個人又は個人事業主の場合は、印鑑登録証明書） |
| エ 市町村税完納証明書
完納証明書を発行していない市区町村の場合は、下記の証明書に該当する全てのものについて、それぞれ直近2年度分を提出してください。
⑦ 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書
⑧ 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書
⑨ 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書 |
| オ 誓約書 |

※ 一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。

※ ア、オの書類は、津市ホームページからダウンロードし、又は入札参加申込期限まで下記の窓口にて配布します。

※ 提出先は、〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 津市都市計画部交通政策課交通政策・海上アクセス担当とし、手続期限までに必要書類を持参又は郵送してください。郵送の場合、期限内必着かつ書留等の記録が残る方法に限ります。

※ イからエまでの書類については、いずれも申込日において発行後3箇月以内の原本に限ります。

※ 一つの物件を複数の者で共有する目的で入札に参加を希望する場合や、行為能力制限者の入札参加を希望する場合は別途必要書類について協議してください。

(4) 入札保証金の納付

入札参加者は、入札しようとする物件ごとに、下記４において示す「入札保証金」を本市が指定する金融機関の口座に令和７年１１月２５日（火）午後２時までに納付してください。

※ 口座番号については、入札参加仮申込手続の後、登録アドレス宛てに電子メールでお知らせします。

※ 入札参加申込者が入札保証金を金融機関に納付してから、本市が納付完了を確認するまで数開庁日を要します。原則として、上記期限までに本市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。ただし、入札保証金を銀行振り込み等により納付したことを書面で証明できる場合において、上記期限までに、当該書面の写しをメール又はファクス等で本市に送付し、確認を受けた時は、この限りではありません。

※ 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続を経て、入札参加申込書に指定した口座に振込して返還します。なお、落札者においては、契約保証金に充当します。

※ 入札保証金には、利息は付しません。

4 予定価格（最低入札価格）及び入札保証金の額

船種 及び船名	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金の額
汽船 フェニックス	1 1 0 , 0 0 0 円	1 1 , 0 0 0 円

5 入札について

(1) 入札期間

令和7年12月2日（火）午後1時から同月9日（火）午後1時まで

(2) 開札

令和7年12月9日（火）午後1時以降に行います

(3) 入札方法

売却システムで入札価格を登録（一度のみ可能）してください。なお、入札価格の登録は、予定価格（最低入札価格）以上の額で行わなければなりません。

(4) 入札をなかったものとする取扱い

2の入札参加の資格を満たさない者が行った入札について、当該入札を取り消し、当該入札がなかったものとして取り扱うことがあります。

(5) 入札の中止

不正な行為等により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断できる場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止することがあります。

6 落札者の決定

(1) 売却システムでの入札において、本市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、売却システムにおける自動抽選で落札者を決定します。

(3) 落札者には、登録アドレスに落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

(4) 入札参加の資格を満たさない者が落札した場合又は入札金額の入力間違いなどの場合により、落札の決定が取り消された場合は、7の契約を締結することができません。

7 契約について

(1) 契約の締結

落札者決定後、本市と落札者は、契約を締結することになります。契約は、本市が落札者から提出された契約書に記名・押印したときに成立します。

(2) 提出書類

次に掲げる書類等を令和7年12月17日（水）午後3時00分までに本市に提出してください。

公有財産売買契約書

本市から2部送付しますので、2部ともに記名・押印を行った上で、1部のみに収入印紙を貼付して、2部とも提出してください。本市による記名・押印後、1部を落札者へ返送します。

8 契約保証金

(1) 落札者から提出された入札参加申込書に基づき、入札保証金の全額を本市が算定した契約保証金（契約金額の100分の10以上の額）に充当するものとし、充当後、なお不足する契約保証金がある場合は、本市が別途指定する方法により令和7年12月12日（金）午後2時30分までに当該不足分の契約保証金を納付してください。

(2) 納付された契約保証金は、その全額を売買代金に充当します。

(3) 落札者が、正当な理由なく契約書提出期日（令和7年12月17日（水）午後3時00分）までに契約書を提出せず、本市が催告をしたにもかかわらず、契約書を提出しなかった場合は、本市は落札決定を取り消し、契約保証金は本市に帰属します。

9 契約に付す条件の概要

契約に付す条件の概要は、次の各号のとおりです。詳細は、契約書案（別紙②）で確認してください。

(1) 本市は、物件の引渡しまでの危険負担を負いません。

(2) 本市は、契約不適合責任（知れていない事項を含みます。）を負いません。

(3) 契約を締結した後、物件について航行等のための修繕等又は解撤等を行う場合であっても、本市は当該行為に係る費用の一切を負担しません。

(4) 契約を締結した後、関係法令の規制による物件の修繕又は転用等の可否に関し承知しておらず、これらの行為の可否にかかわらず、本市は、その一切の責任を負いません。また、物件に品質上の問題が発見された場合で

あっても、落札者に対して、物件の品質上の問題に一切の責任を負いません。

10 売買代金の支払期限及び支払方法

売買代金（売買代金から契約保証金を差し引いた残額）は、令和7年12月23日（火）午後2時30分までに、本市の発行する納付書により納付しなければなりません。

11 物件の引渡し及び所有権の移転等

(1) 物件の引渡し

物件の引渡しは、本市と日程を調整の上で、物件を上架・保管している伊藤造船株式会社飛島工場（愛知県海部郡飛島村金岡33）にて行うものとしますが、令和8年1月19日（月）正午までに同工場から移動するものとします。同工場から物件を移動する場合、同工場の都合等により、上記期間内であっても物件の下架・移動ができない日程があることから、落札者は落札後、早めに物件の下架・移動に係る日程調整等を行うこと。その際に必要となる一切の手続き等は落札者の責任において行うものとし、同工場からの移動等に係る一切の費用は落札者の負担とします。

(2) 所有権の移転

所有権の移転は、売買代金の全額納付があった時に所有権が移転するものとします。落札者は、所有権の移転登記等の必要な手続きを、物件引き渡し後速やかに行ってください。ただし、物件を解撤する場合は、解撤後、本市に対して公的機関が発行する解撤が完了した証明を提出し、本市の了解を得た場合に限り、所有権の移転登記等の手続きを不要とします。

(3) 遅延した場合の保管料

落札者が上記期限までに物件を移動しない場合に必要となる同物件の保管料その他の費用について、落札者に責めに寄らない場合においても落札者の負担とします。

(4) その他対応を要する事項

売買物件の船体後方の「津市」の表示について、引渡し後速やかに文字の判別ができない状態とし、その状態を判別できる写真等を本市に遅滞なく提出してください。

また、

12 契約に関する諸費用

次の各号に掲げる契約に関する諸費用は、全て落札者の負担となります。

- (1) 印紙税法（昭和42年法律第23号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づく印紙税（契約書に収入印紙を貼付）
- (2) 物件引渡しに要する費用（造船所からの曳航等の費用も含む）
- (3) 所有権の移転登記等の手続きに要する登録免許税その他一切の経費
- (4) その他契約に要する費用

13 その他入札参加申込みに当たっての留意事項

入札参加者は、入札しようとする物件について、本入札公告及び物件調書並びに契約書案、売却システム、津市ホームページ記載の全ての内容について十分に理解し、了承している場合に限り、入札に参加できるものであり、これらの内容の全部又は一部につき、了承できない部分がある場合は、入札に参加することができません。このほか、入札参加者は、次の各号に掲げる事項について了承の上で入札参加申込みを行ってください。

- (1) 物件に係る現物見学を希望される場合は、入札参加仮申込手を完了した後、令和7年11月7日（金）正午までに津市都市計画部交通政策課（電話059-229-3180）へ連絡してください。物件は、伊藤造船株式会社飛島工場（愛知県海部郡飛島村金岡33）にて保管していることから、入札参加仮申込手を完了し、令和7年11月17日（月）に本市が指定する時間帯に参加できる場合のみ、自己の負担において現物見学は可能とします。その場合は、本市職員及び造船所関係者等の指示に必ず従ってください。

なお、上記日時までに入札参加仮申込手を完了し、本市への連絡を行わない場合、また本市が現物見学希望者ごとに指定する時間帯以外の現物見学はできません。

また、入札公告及び物件調書等の内容と現物に相違がある場合は、現物を優先するものとします。

- (2) 物件に関する質問については、入札参加仮申込手を完了した者からに限り、下記のとおり文書でのみ受け付けることとし、電話・口頭等による場合や物件に関する質問の期間を過ぎて提出された質問については、原則受け付けられないことに留意してください。また、入札をした者は、入札後において、入札公告及び物件調書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないものとし、質問がある場合は、必ず下記のとおり期限までに質問書を提出してください。

ア 物件に関する質問の期間

令和7年11月18日（火）16時必着

イ 質問書の提出先及び提出方法

下記問い合わせ先（津市都市計画部交通政策課）とし、FAX又は持参に限るものとする。

なお、FAXの場合は、質問の期間内必着とし、必ず着信の確認を行うこと。

ウ 質問書の書式

質問書の様式に指定はないものの、所在地、商号又は名称、代表者氏名、担当者氏名、電話番号を記入の上、質問内容を記載し提出してください。なお、代表者氏名については、自署又は記名・押印してください。

エ 質問書の回答

質問に対する回答は、質問内容以外は非公表とした上で令和7年11月21日（金）午後5時00分までに、津市ホームページ上に随時掲載するものとします。また、回答に対する再質問は原則認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。なお、入札は一度しか行うことができず、一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできないことから、入札に参加する場合は必ず回答を確認の上、入札してください。

- (3) 落札後の契約、所有権移転登記等を行う場合は、入札参加申込書に記載された名義で行うこと。
- (4) 入札参加申込みの変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができること。
- (5) 申込関係書類の提出は、郵送（書留等記録が残る方法）又は直接持参により行い、電話又はファクス等による申込みはできないこと。
- (6) 入札結果については、入札参加申込者の名称（氏名）、入札価格その他入札に関する結果を公表することがあること。

問い合わせ先

津市都市計画部交通政策課

交通政策・海上アクセス担当

電話番号 059-229-3180

FAX 059-229-3336